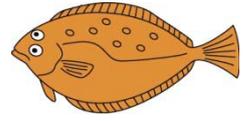


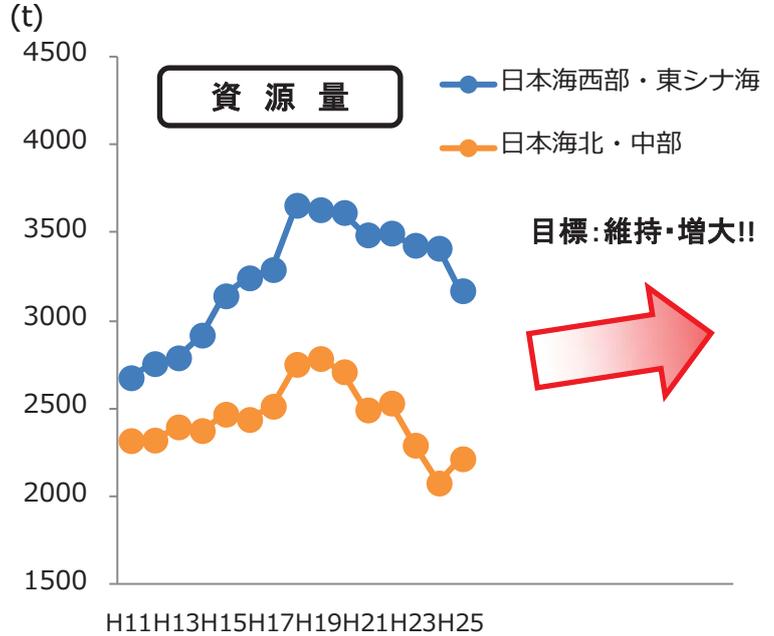
日本海中西部海域ヒラメ栽培漁業広域プラン(要旨)

日本海中西部海域栽培漁業推進協議会(平成27年3月策定)
関係府県:石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県



1.資源造成目標

平成26年度の資源評価では、日本海中西部海域における石川県～兵庫県の資源水準・動向は低位・横ばい傾向、鳥取県～山口県の資源水準・動向は中位・減少となっており、漁獲量は石川県～兵庫県では近年(平成23～25年)190トン前後で、鳥取県～山口県では400トン前後で推移している。このことから、本海域では、資源管理と連携し、加入量(1歳魚:放流魚含む)の増大に努め、直近の資源量の維持・増大を資源造成目標とする。



2.親魚養成と種苗生産

【親魚養成】石川県・福井県・兵庫県等が親魚養成の拠点施設となるべく、当面は親魚の遺伝的管理に関わるリスク低減、安定採卵等の検討を図りつつ、拠点化に向けて段階的に取り組むものとし、本海域の種苗生産機関に、必要に応じて受精卵を供給するよう努める。

【種苗生産】各府県の基本計画も勘案し、本海域で必要な種苗を安定して生産できる体制づくりに取り組む。また、ヒラメ種苗生産情報の共有に努め、種苗の過不足を生じた機関間での種苗融通を含め、効率的・効果的な共同体制の構築を検討するものとする。

【種苗放流】資源造成目標に従い、1歳魚の加入量の増大、資源量の維持に向けて、放流数量は、各府県の基本計画も勘案し、現状の放流数1,900千尾(全長45～100mm)の維持あるいは受益者負担を考えた可能な範囲での増加を図る。

3.適地放流の推進

ヒラメの幼稚魚期の生態から生息適地と考えられる本海域各府県の河口域や砂浜域等地先への放流(適地放流)を行う。なお、種苗の標識放流を推進し、適地放流の効果の検証に努める。

4.資源造成型栽培漁業の検証のためのモニタリング

研究機関の指導・協力のもと、各府県が適地放流や再生産効果の検証等に必要なモニタリングを実施し、より効率的・安定的な資源造成型栽培漁業の推進について検討する。

5.資源管理の推進

資源の維持、増大を目指すために各府県の資源管理指針、漁協等の資源管理計画の遵守に努める。自主規制に示された資源管理を遵守するとともに、海域協議会を通じて府県の資源管理状況の情報共有を図ることとする。